

寒川町訓令第3号

庁 中 一 般

出 先 機 関 一 般

寒川町公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公印規程の一部を改正する訓令

寒川町公印規程(昭和44年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表職印の部専用町長印の款中「通知カード及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年7月30日から施行する。